徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 徳地町長
編集者 河村積
印刷所 今津印刷所

当初予算額2億6,930万円
定例第1回町議会

助役に粟屋且己氏の再任

町民税の課税方式・保険税増額などきまる

昭和四十年定例第一回町議会は、三月初め町長選挙が行われたため例年より遅くなり、三月二十日から二十九日までの十日間の会期で、召集されました。今回の主な議案は、昭和四十年度当初予算、人事院勧告に基づく職員給与の改訂、町税条例の一部改正などで、慎重に審議の末、可決されました。次に提出議案について簡単に説明しましょう

▽ △

一 徳地町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意が与えられました

徳地町大字岸見 河野憲資

全氏の選任につき

二点でした。

二 徳地町消防団条例の一部を改正する条例について

これは、本年四月一日から施行せられる消防組織法の一部改正により消防団員の階級の中に新しく副分団長の階級ができるので、町消防団条例に「副分団長」定員五名を加えたこと、もう一つは副団長の定員を一名増加三名とし内一名は消防主任を充てることの

三 徳地町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

これは、民生委員協議会総務の報酬を月額六〇〇円（旧は日額で三〇〇円）、民生委員五〇〇円の月額に改め、民生委員推薦委員会委員の日額報酬を五〇〇円に改めたほか、環境衛生推進委員会委員、農業近代化資金融資審査委員会委員の各日額報酬五〇〇円および費用弁償額を定めたこと。

学校医の年額報酬を均等割八千円、生徒数割一人一〇円に改め学校歯科医の均等割を七千円、生徒数割一人一〇円に改めたこと

四 町長、助役及び収入役等の給与条例の一部を改正する条例について

これは、助役、収入役、固定資産評価員の旅費、日当、宿泊料等を適正額に改めたこと。

五 徳地町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

これは、町職員の旅費、日当、宿泊料を適正に改訂したものです

六 徳地町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

これは、教育長の給与を、従前の月額三万五千円以内から、四万二千円以内に改めたわけです。

七 徳地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

これは、昨年八月の人事院勧告に基づく給与改訂が主なものですが、新しく管理職手当（課長等）が設けられたこと。その他、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等の条文に修正が加えられたほか、行政職俸給表の改訂が行われました。

この給与改正の財源は、地方交付税の増額と若干の国の起債を交付税に加えて交付されるもの、地方税収の伸びからも若干これに充当されるほか、不足不要の諸経費を節約して行われる国の方針であることが説明されました。

八 徳地町税条例の一部を改正する条例について

これは、町民税の課税方式がこの四月から、いよいよ本文方式に改められることに基づく改正です

町民税の所得割税額の算出方法は

①収入から②必要経費（白色専従控除5万円、青色専従控除8万円）を差引いたものを

③所得額とし、この所得額から所得控除（基礎控除9万円、扶養控除7万円、3万円の外、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除）を引いたものが

④課税標準額で、この課税標準額に税率を乗じたものが

⑤算出税額となります。

さらに、この算出税額から、税額控除の対象となるのが、身体障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労控除、配当控除に該当するものは、それぞれ税額から一定の控除が受けられることになります

ただし、こうした控除は、無申告者には、原則として適用せられません。

これは、新年度から国民健康保険税が約倍額に増額になるというわけですが、その内容は従来の町条例では、保険税の最高税額が三万円になっていました

これが、国の法律では五万円が最高額の決定税額になっており、国、県でも法で示された税額まで引上げるよう町に対して指導、要請がなされていました

そこで、今回の条例改正では

いて

これは、新年度から国民健康保険税が約倍額に増額になるというわけですが、その内容は従来の町条例では、保険税の最高税額が三万円になっていました

これが、国の法律では五万円が最高額の決定税額になっており、国、県でも法で示された税額まで引上げるよう町に対して指導、要請がなされていました

そこで、今回の条例改正では

法どおりの五万円に決定税額を改正提案がなされたわけです。

くわしいことは、別項で説明します。

一九 徳地町助役の選任につき同意を求めることについて

第二期長嶺町長の下に現助役の徳地町大字船路七〇七

粟屋且己氏が再任せられることについて、町議会の同意が与えられました。

たばこは町内で買いましょう

町長施政方針の要旨

まずもってお断りしておきますが、本年は町長選挙があった関係で議案ならびに四十年度当初予算案の議会提出が遅れましたことをおわびします。

ご承知のように本町は、総戸数の七〇％以上が農家であり、かつ山林面積が八七％もある農林中心の町であります。

また、周南工業都市の背後地であるという立地条件を生かし、余剰労働力を金に代えるということを根本方針とし、これと併行して人作りの問題、これに関連する教育問題を町政の基幹としたいと考えております。

以上の基本方針の上に立ってまず道路の改修整備、舗装等を積極的に推進し、南へ伸びることの時間的短縮をはかり、外貨獲得の基盤としたい考えであります。

次は、周南工業都市特別地域の追加指定にはもれましたが、私は山村振興法などを最高度に活用して、奥地山村地域の開発に努力するつもりであります。

この際、特に申しあげて置きたいことは、私自身も今までの長敵でなく、新しい気持ちで町政運営に当るため、姿勢を正し、真剣に町政と取り組む覚悟であります。

同時に職員にも、私同様、襟を正して町民の良き公僕として、一致団結して仕事に励んでもらうということであります。

議員各位におかれましても、町民一万五千人の選良として、襟を正して現実を見つめた強固な政治力で、取組んで頂くようご協力ご支援をお願い申し上げます。

予算編成に当りまして、私はただ今申しあげた諸点を念頭に置いて取り組んだ次第でありますが、なにぶんにも多額の金がいるのでご了承を願います。

歳出面で、特殊な事業としては

役場のジープ一台、消防自動車一台の購入、柚野中学校の寄宿舎の建設等を計上しております。

民生、衛生関係では、予防注射

環境衛生の浄化を推進し、少しでも町内から病人を少くするよう努力したいと考えております。

農林関係では、特に造林事業に

特別会計においては、国保事業は三千数百万円にのぼりますが、その23程度は、保険税でまかなえないう国の方針でありまして当町としては、倍額程度の保険税の増徴は誠にやむを得ない必至の手段であります。

現状は、非常に困難な問題であります、どうしても三千五～六〇〇万円を必要とする現状であります。

最後に特にご了承を得たいことは職員給与のベース・アップであります、国家公務員においても人事院勧告に基づき実施されますが、本町においても、他市町村並みに昨年九月にさかのぼって、実施する考えであります。

そこで当然、人件費と職員数の問題があります、私は全職員に対し常に公僕精神に徹し、最高の能率、能力を発揮して仕事をしてもらうよう要望しており、若し私の考え方や指導に不平不満のある人は、いつでも止めてもらってよろしいという、強い態度で臨む考えであります。

私の申しあげる点は以上でありますが、要領を得なかった点、どなったくのいかない点も多々有つたかと思いますけれども、要するに私は、以上のような基本的な考え方、姿勢態度をもって微力ながら懸命に努力、精進いたしまして一万五千人の町民皆さん方のご信託に応え、町政の前進をはかるべく、前向きに進む覚悟でありますどうぞ慎重にご審議、ご検討願いまして、ご意見も十分にお聞かせ願ってご協賛頂きますよう、お願いしまして所信表明といたします。

当初予算額2億6,930万円

一 徳地町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意が与えられました

徳地町大字岸見 河野憲資

全氏の選任につき

二点でした。

二 徳地町消防団条例の一部を改正する条例について

これは、本年四月一日から施行せられる消防組織法の一部改正により消防団員の階級の中に新しく副分団長の階級ができるので、町消防団条例に「副分団長」定員五名を加えたこと、もう一つは副団長の定員を一名増加三名とし内一名は消防主任を充てることの二点でした。

三 徳地町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

これは、民生委員協議会総務の報酬を月額六〇〇円（旧は日額で三〇〇円）、民生委員五〇〇円の月額に改め、民生委員推薦委員会委員の日額報酬を五〇〇円に改めたほか、環境衛生推進委員会委員、農業近代化資金融資審査委員会委員の各日額報酬五〇〇円および費用弁償額を定めたこと。

学校医の年額報酬を均等割八千円、生徒数割一人一〇円に改め学校歯科医の均等割を七千円、生徒数割一人一〇円に改めたこと

四 町長、助役及び収入役等の給与条例の一部を改正する条例について

これは、助役、収入役、固定資産評価員の旅費、日当、宿泊料等を適正額に改めたこと。

五 徳地町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

これは、町職員の旅費、日当、宿泊料を適正に改訂したものです

六 徳地町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

これは、教育長の給与を、従前の月額三万五千円以内から、四万二千円以内に改めたわけです。

七 徳地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

これは、昨年八月の人事院勧告に基づく給与改訂が主なものですが、新しく管理職手当（課長等）が設けられたこと。その他、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等の条文に修正が加えられたほか、行政職俸給表の改訂が行われました。

この給与改正の財源は、地方交付税の増額と若干の国の起債を交付税に加えて交付されるもの、地方税収の伸びからも若干これに充当されるほか、不急不要の諸経費を節約して行われる国の方針であることが説明されました。

八 徳地町税条例の一部を改正する条例について

これは、町民税の課税方式がこの四月から、いよいよ本文方式に改められることに基づく改正です

町民税の所得割税額の算出方法は

①収入から②必要経費（白色専従控除5万円、青色専従控除8万円）を差引いたものを

③所得額とし、この所得額から所得控除（基礎控除9万円、扶養控除7万円、3万円の外、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除）を引いたものが

④課税標準額で、この課税標準額に税率を乗じたものが

⑤算出税額となります。

さらに、この算出税額から、税額控除の対象となるのが、身体障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労控除、配当控除に該当するものは、それぞれ税額から一定の控除が受けられることになります

ただし、こうした控除は、無申告者には、原則として適用せられませんので、ご注意ください。

九 徳地町国民保険条例の一部を改正する条例について

これは、保険給付のうち育児手当を従来の一〇〇円を二〇〇円に増額し、生後六カ月間支給することに改めたものです。

一〇 徳地町環境衛生推進協議会設置条例の制定について

実際には、昨年この協議会は設けられていますが、今回、正式に条例で設置されたものです。

一一 徳地町母子福祉資金貸付審査委員会設置に関する条例の一部を改正する条例について

これは、同委員の日額報酬額の二〇〇円を四〇〇円に改正したものです。

一二 併用林道の協定（更改）について

これは、野天線、叶木線、日暮線、四民線などの一部を併用林道として、すでに協定しているものを更改するわけです。

一三 併用林道の認定並びに協定について

これは、国有林道、滑尾線を町道として認定し、併用林道として大阪営林局長と協定するわけです。

一四 昭和三十九年度徳地町一般会計補正予算について

歳入歳出とも補正額五〇〇万円を追加補正し、最終予算総額は三億五〇万円となりました。

一五 昭和三十九年度徳地町国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出とも一三一万円の補正額で予算総額三、七六三万円になりました。

一六 昭和四十年度徳地町一般会計予算について

昭和四十年度当初予算は、歳入歳出とも二億六、九三〇万円になっています（別項で説明）

一七 昭和四十年度徳地町国民健康保険特別会計予算

歳入歳出とも四、一三〇万円

直診勘定

歳入歳出とも六二〇万円になっています。

一八 徳地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

これは、大字堀字須路上保険税が約倍額に増額になるというわけですが、その内容は従来の町条例では、保険税の最高税額が三万円になっていました

これが、国の法律では五万円が最高額の決定税額になっており、国、県でも法で示された税額まで引上げるよう町に対して指導、要請がなされていました

そこで、今回の条例改正では

法どおりの五万円に決定税額を改正提案がなされたわけです。

くわしいことは、別項で説明します。

一九 徳地町助役の選任につき同意を求めることについて

第二期長嶺町長の下に現助役の徳地町大字船路七〇七

粟屋且己氏が再任せられることについて、町議会の同意が与えられました。

愛の花束

山田笑子さんより、亡夫、故山田義雄さんの死去に際し、香典返しの一部として徳地町社会福祉協議会に寄附されたものです。

ありがとうございました。

老人クラブへ温い贈物

徳地町大字八坂字下八坂の婦人会員、永水ツヤ子さん外二〇名の方々は、八坂地区のお年寄りのために、座布団（新調）三〇枚を老人クラブへ寄贈され、老人たちに喜ばれています。

婦人会の皆さんの温かい心づかいに厚くお礼申しあげます。

保険税についてのお願い

国民健康保険税は、国保総歳入額の三八％を占め、あなたの医療費をまかなう主要な財源です。

昭和三三年四月全町皆保険の実現以来、医療給付費は年々増高して、三九年度決算では約四〇〇万円程度の赤字を生ずる見込みです

これを一般会計よりの繰入金や国庫補助金の増額だけでは、到底まかないきれませんので、誠にやむを得ない手段として、税率の改正により増税し、不足分を被保険者の皆さんにご負担願うことになりました。

保険給付という目的税である保険税の収納の良否は、直ちに国民健康保険事業の運営に重大な影響を与えることになります

この事業の性質をよくご理解頂きまして、格段のご協力をお願いいたします。

慰霊祭を行います

町では、四月二十三日午前十一時から堀中講堂で、仏式によって戦没者の慰霊祭を執行します。

ご遺族多数のご参会をお待ちしています。

日赤募金のお願い

日本赤十字社では、毎年五月中を日赤募金月間として、全国的運動を展開します。

中部社会福祉事務所では、管内の募金目標額を定めていますがそれによると、徳地町の募金目標額は、二四万九千円になっており徳地町社会福祉協議会が募金事務の主体となり、皆さんにお願いすることになっています。

赤十字の博愛、人道精進に理解と支援を頂きますようお願いします。（徳地町社会福祉協議会）

環境をきれいに

春の大掃除を

4月19～25日までの一週間は「環境衛生週間」として、全国的に各家庭や地域をきれいにする運動が展開されます。

この恐ろしい赤痢や日本脳炎小児マヒ等を伝播するハエ、蚊ノミ、家ダニ等の害虫が活動を始める季節でもあります。

今年は、特にこれら衛生害虫やネズミの住家を除くように努めましょう。

火の用心

たばこは町内で買いましょう

昭和40年度一般会計当初予算のあらまし

（説明は万円単位、グラフは千円単位になっていますのでご注意下さい）

歳出 議会費596万円でその主な内訳は、報酬318万円、給料、職員手当152万円、共済費、旅費、需用費などで126万円になっています

総務費は5、180万円となりそのうち総務管理費3、725万円の内訳は、一般管理費2、993万円で、報酬、給料、職員手当、共済費旅費、交際費、需用費などです。

文書広報費27万円で、これは主に広報紙発行経費に充てられます。

財政管理費32万円、会計管理費22万円、財産管理費528万円は需用費、工事請負費などが主なものです。支所、出張所費68万円、諸費51万円などとなっています。

2項徴税費1、130万円は、報酬、給料、職員手当、需用費関係で税務総務費が、1、000万円、賦課徴収費130万円となっています

3項戸籍住民登録費は154万円

4項選挙費が98万円で、この中には6月の参議院選挙費75万円が主なものです。5項統計調査費の61万円は、農業センサスの集計、今秋の国勢調査などの経費が主なものです

6項の監査委員費は9万円です

3款民生費は2、102万円、その1項社会福祉費が699万円で、これは、民生委員報酬、職員の給料手当その他に使われます。

2項児童福祉費は、1、183万円で、保育所委託料が500万円国民年金関係が217万円、児童福祉施設費673万円となっています

4款の衛生費では、553万円が計上され、保険衛生総務費243万円、予防費187万円、環境衛生費22万円、国民健康保険の直診への繰出金100万円などがあります。

6款農林水産業費は5、653万円のうち、農業費2、579万円は農業委員会費116万円、農業総務費820万円、農業振興費443万円は諸委託料、各種補助金などです

番証費85万円も各種補助金などが主で、農地費62万円は土地改良事業補助金が主なものです。

小規模草地改良費1、050万円は、長者ケ原の放牧場関係の工事で654万円、使用料賃借料139万円、原材料費132万円などが主なものです。2項の林業費3、061万円のうち、林業総務費が478万円林業振興費の331万円は、負担金、補助金の支出になっています。

造林費1、855万円は、賃金需用費、工事請負費などが主なものです。保安林改良事業費が295万円、林道費100万円のうち92万円は工事請負費などになっています

7款の商工費は53万円です。

8款土木費が2、300万円、そのうち土木管理費が254万円で全部が土木総務費、道路橋梁費としては、1、629万円で、そのうちが道路維持費283万円、道路新設改良費1、145万円の中には、工事請負費870万円、町負担金225万円などが大きいものです。

橋梁新設改良費150万円、河川費206万円、住宅費211万円などがあります。

9款消防費は535万円で、そのうち非常備消防費175万円で、団員報酬、各種負担金等が主なものです。消防施設費は223万円で、この中には、島地々区に配置予定の消防自動車の購入費190万円が主なものです。水防費10万円、災害対策費121万円は、山口県災害基金組合に対する積立金が主なものです

10款の教育費は、2、953万円でそのうち教育総務費377万円のうち教育委員会費が24万円、事務局費353万円は、給料、手当需用費、負担金などが主なものです

2項小学校費1、114万円の内訳は、学校管理費803万円、教育振興費303万円、学校建設費7万円などとなっております。

3項の中学校費は931万円でその内訳は学校管理費が447万円寄宿舎建築費253万円です。

4項の社会教育費513万円の内訳は、社会教育総務費が377万円公民館費62万円、図書館費61万円、家庭学級費12万円などです。

5項の保健体育費は17万円です

11款の災害復旧費は3、993万円となり、その内訳は、農林水産施設災害復旧費の1、514万円、林道災害復旧費95万円となっています

2項の公共土木施設災害復旧費は2、479万円で、その主な内訳は38年災の復旧に1、265円万39年災の復旧費に1、193万円などが大きいものです。

12款の公債費では、2、902万円で、そのうち元金1、712万円、利子1、189万円の返済が組まれています。

予備費は、104万円が計上されており、歳出予算総額は、歳入予算と同額の2億6、930万円となっております。

歳入 次に歳入を簡単に説明しますと、町税4、385万円、その内訳で町民税775万円固定資産税2、335万円、軽自動車税151万円、たばこ消費税では692万円、電気ガス税160万円木材引取税270万円が見込まれています。

2款地方交付税は、9、300万円が見込まれ、分担金、負担金では504万円が見込まれています。

4款の使用料、手数料は238万円、5款の国庫支出金は4、272万円（国庫負担金2、656万円国庫補助金1、465万円、委託金が151万円）になっています。

6款の県支出金が1、309万円（県負担金70万円、補助金847万円、委託金391万円）となっています。

7款の財産収入は2、883万円は、官、県行造林分収金、直営林立木売却収入などが主なものです。

8款の寄附金は54万円、諸収入では742万円、町債3、240万円となっています。

歳入合計は2億6、930万円で歳入歳出予算の収支の均衡は保たれています。

予算編成に当つて一応は通年予算として編成していますが、緊急やむを得ないもので、今後若干の補正追加も予想せられます。

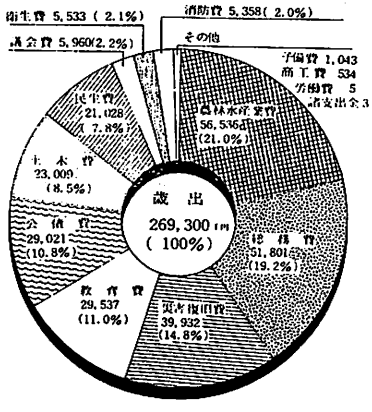

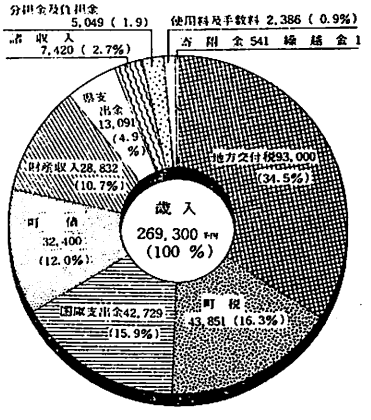

農業労務賃金の標準額発表

農業委員会、農業労働力調整協議会

農業労務賃金の標準額（協定額）の設定を要望せられる声は2～3年前からありましたが、今回、関係機関の協力を得て下表のとおり決定したいで発表します。大変難しい仕事でしたが、雇う人、雇われる人お互いに相互理解に努めてできるだけこの標準に準拠して頂くことを念願しています。

徳地町農業労務賃金標準額表

	作業名	単位	標準額	単位	標準額
春夏期労務	麦刈	男1日	800円	1反歩	1,000円
	〃	女1日	600		
	麦脱穀	男1日	800	1反歩	1,000
	〃	女1日	600		
	機械耕耘	平田起1反歩	2,500		
	〃	麦田起1反歩	2,000		
	〃	しろがき	500		
	田植	女1日	600	1反歩	1,200
	苗取り	1束	2円50銭		
	動力薬剤撒布	男1日	1,500円	1反歩	100
秋冬期労務	稲刈	男1日	750	1反歩	1,300
	〃	女1日	550		
	稲脱穀	男1日	750	1反歩	1,000
	〃	女1日	550		
	機械耕耘	平田起1反歩	2,000		
	〃	畑状1反歩	2,000		
	〃	畦立1反歩	500		
	麦まき	男1日	750		
	〃	女1日	550		
	麻すり	1俵60kg	60～80		
平日労務		男1日	700		
		女1日	500		

就任のごあいさつ

助役　粟屋且己

去る昭和三十六年四月、徳地町助役に選任され、夢のように四カ年も過ぎました。

その間、何をしたか…

と反省してみますと、何等これという仕事もせず誠に汗顔の至りであります。

今回また再任をご承認頂きましたので、今までの経験を生かして自力、町政発展にご精進されております長篇町長の良き女房役として、働く覚悟でございます。

町民各位のご指導とご協力を切望いたし、就任のごあいさつといたします。

PTA会員になられた方へ

PTAは、元来父母と教師とが協力して、家庭と学校と社会で子供の幸福と健全な成長を図るための活動をする民主的、自主的な教育団体です。

従ってその活動は、地域の実情に即し全会員の参加、協力によって進められることが望まれております。活動の内容としては

1　成人教育活動
2　子どもの生活指導
3　生活環境の改善
4　子どもの福祉増進のための社会活動
5　会員相互の連絡、連繋活動
6　学校への協力…などあります

また、PTAは父兄会でも学校後援会でもありません。

まして、営利を目的とする団体ではありませんから、そのような活動や事業をしてはならないのは当然のことです。

会員は、すべて平等の義務と権利を持ち、運営と活動に対しては責任を分ちあわなければなりません。そのためには、すでにPTAの規約が会員の総意で決められていることと思いますので、この規約に基づいて、適切な会の運営を図らねばなりません。

そこで、集会などにはできるだけ出席し、他人の意見をよく聞くと共に、自分の意見も遠慮なくのべて、お互いになつとくのいくまで話し合うことが大切です。

第三回栄養教室修了

普及活動に大きな期待

とかく農村は、偏食に陥りやすく、そのため栄養が片寄っているといわれています。

町では、食生活の改善向上、公衆衛生の向上をはかり、町民の健康生活を推進しようと、防府保健所の指導で営養教室を開講していましたが、その第三回修了式が三月二十五日中央公民館で行われました。

修了者は、いずれも部落の食生活改善の実践リーダーとして、今後の活動が期待されています。

修了者氏名は次のとおりです。

（住所、敬称は略す）

八坂地区
内山光子、田中昌代、藤本光代
原田幸代、伊藤ふみ
粟屋アサ子、福田喜久野
柚野地区
大判ハナミ、山根寿恵野
伊藤静子
出雲地区
杉井千佐子、河野久子、河野美恵子、河野千津枝、藤井和子
田中恵美子、藤田成子、
金子利枝山中達子、岡本チドリ
串地区
桑原タケノ、安野郷子
志治延子
島地々区
藤岡ユリ子、片山志保子
澄田茂子、樋岡恒子、岸田君江
牛見教子

子どもたちに愛の呼びかけを

これからの子どもは、自分だけの子ではなく、社会の子、郷土の子、日本の子として接することが大切です。

こうした隣人愛、社会連帯の責任感をもりたてていくために、ことしは「子どもたちに、愛のひとことの呼びかけを」提唱しています。そのためには

1　年長者が、進んで子どもたちに、あいさつのことばをかけましょう。たとえば、家庭で子どもたちに「おはよう」、「おやすみ」など

2　子どもの善行を見かけたときは、わが子、人の子の区別なくこれをほめ、または激励しましょう。

3　子どもの危険な遊びや、不審な行為を見かけたときは、わが子、人の子の区別なく注意しましょう。

子どもは「社会の子」です。両親や年長者自身が、近代国民としての教養と自覚のもとに行動して青少年の模範となるよう努力しましょう。いたわり、はげまし、注意する愛の呼びかけを実行しましょう。